

枕 監 第 55 号

令和2年7月21日

枕崎市長 前田 祝成 殿

枕崎市監査委員 水流 敏幸

枕崎市監査委員 城森 史明

令和元年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和元年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率について審査した結果を、別紙のとおり意見を付して提出します。

令和元年度枕崎市公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和元年度枕崎市立病院事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和元年度枕崎市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間 令和2年6月29日から令和2年7月6日まで

(3) 審査の手続

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、枕崎市監査委員の監査の基準に関する規程に基づき、計数の照合、関係職員から説明を受けるなど必要と認める手続により審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、いずれも適正であると認められた。

(単位:%)

会計名	令和元年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

(2) 個別意見

ア 病院事業

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は563.8%である。令和元年度の資金不足比率はなく、『一』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△84.2%となり、前年度と比較すると0.6ポイント下回っている。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円, %)

区分	令和元年度 (ア)	平成30年度 (イ)	平成29年度	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b-c+d-e)	△ 435,534	△ 436,270	△ 419,617	736	99.8
流動負債(a)	81,650	82,057	78,248	△ 407	99.5
控除企業債等(b)	21,514	21,110	20,713	404	101.9
控除引当金等(c)	35,297	34,559	31,564	738	102.1
算入地方債現在高(d)	0	0	0	0	—
流動資産(e)	460,373	462,658	445,588	△ 2,285	99.5
事業規模(B)	517,007	521,558	546,116	△ 4,551	99.1
A/B×100	△ 84.2	△ 83.6	△ 76.8	△ 0.6	100.7
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	—	—

※ 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合、資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

イ 水道事業

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は451.5%である。令和元年度の資金不足比率はなく、『一』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△187.7%となり、前年度と比較すると1.5ポイント上回っている。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度 (ア)	平成30年度 (イ)	平成29年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b-c+d-e)	△ 754,129	△ 771,521	△ 753,914	17,392	97.7
流動負債(a)	174,029	169,089	183,475	4,940	102.9
控除企業債等(b)	129,834	125,038	120,057	4,796	103.8
控除引当金等(c)	12,665	12,605	12,737	60	100.5
算入地方債現在高(d)	0	0	0	0	—
流動資産(e)	785,659	802,967	804,595	△ 17,308	97.8
事業規模(B)	401,755	407,646	411,691	△ 5,891	98.6
A/B×100	△ 187.7	△ 189.2	△ 183.1	1.5	99.2
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

ウ 公共下水道事業

令和元年度の資金不足比率はなく、『一』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△7.9%となり、前年度と比較すると6.5ポイント下回っている。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度 (ア)	平成30年度 (イ)	平成29年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a+b-c)	△ 19,754	△ 3,973	△ 16,663	△ 15,781	497.2
歳出額(a)	962,504	798,459	785,639	164,045	120.5
算入地方債現在高(b)	0	0	0	0	—
歳入額等(c)	982,258	802,432	802,302	179,826	122.4
事業規模(B)	248,112	267,106	265,336	△ 18,994	92.9
A/B×100	△ 7.9	△ 1.4	△ 6.2	△ 6.5	564.3
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

※ 令和2年度からの地方公営企業法全部適用にあたり、令和元年度公共下水道事業特別会計は打切決算となった。

(3) 審査の結果

審査に付された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、資金不足比率については、資金の不足額がなかったことから、これらの事業の健全性は保たれていると判断できる。